

宮城県農業法人協会〔日本農業法人協会宮城県支部〕規約

（目 的）

第1条 この協会は、会員の自主性・主体性を基本とした組織的活動により農業法人経営の健全な発展とトップマネージャーとしての経営管理能力の向上を図るとともに、農業の社会的ステイタスの確立と本県農業の振興・発展に寄与することを目的とする。

（名 称）

第2条 この協会は、宮城県農業法人協会〔日本農業法人協会宮城県支部〕（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第3条 本協会の事務所は、一般社団法人宮城県農業会議内に置く。

（事 業）

第4条 本協会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) トップマネージャーとしての経営管理能力並びに生産技術の向上・発展のためのセミナーの開催
- (2) 農業経営の確立と発展に必要な研究会やセミナーの開催
- (3) 農業法人等経営確立に必要な農政上の諸課題に関する要望・提言活動の実施
- (4) 消費者との交流とブランドの確立に関する情報の発信及び啓発活動の実施
- (5) 異業種との交流・交換会の実施
- (6) 会員相互の連携と情報交換等の実施
- (7) 農業経営確立と振興発展のための調査・研究の実施、並びに情報提供資料の発行配布
- (8) 会員並びに社員（構成員）等の親睦・交流会の開催
- (9) 日本農業法人協会の支部活動・運営に関すること
- (10) 日本農業法人協会が企画する事業への参加に関すること
- (11) その他目的達成に必要な事項

（会員の種別）

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した農業法人等(志向農業者含む)とする。
なお、日本農業法人協会に加入することを原則とする。
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体とする。

（入 会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、役員会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。
2 入会は、役員会において決定し、会長が本人に通知する。

（会 費）

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正会員・賛助会員は、1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、役員会の議決を経て、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 正会員及び賛助会員は、次の各号の一つに該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の規約に違反したとき
- (2) 本協会の目的に反する行為をしたとき

(役 員)

第11条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 3名
- 2 役員は、正会員の中から総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 理事の互選により会長1名、副会長2名を選任する。
- 4 会長は、本協会の業務を総括し、協会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 6 会長及び副会長は、日本農業法人協会宮城県支部長及び副支部長を兼ねるものとする。
- 7 監事は、本協会の会計を監査する。

(顧問・参与)

第12条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会で決定する。

(総 会)

第13条 総会は、毎年定期に開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
- 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 次の事項は、総会の議決または承認を要する。
 - (1) 規約の制定
 - (2) 規約の変更及び廃止
 - (3) 役員を選出
 - (4) 事業計画、収支予算の決定
 - (5) 事業報告、収支決算の承認
 - (6) 会費の額と徴収時期・方法の決定

(役員会)

第14条 役員会は、本協会の運営に必要な事項を審議する。

2 招集は、会長が行う。

(経費)

第15条 本協会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 支部活動のための経費は、支部運営費収入等をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 会計は、事務局が行う。

(加入・脱退)

第17条 加入する法人は、申込書に年会費を添えて、申し出する。

2 脱会しようとするものは、書面で届出するものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか必要とする事項は、役員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成8年3月26日から施行する。
- 2 設立当時の会計年度は、設立の日から平成9年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成11年5月25日から施行する。
- 4 この規約は、平成13年6月4日から施行する。
- 5 この規約は、平成14年5月28日から施行する。
- 6 この規約は、平成19年6月4日から施行する。
- 7 この規約は、平成20年6月10日から施行する。
- 8 この規約は、平成21年6月8日から施行する。
- 9 この規約は、平成22年6月9日から施行する。
- 10 この規約は、平成23年7月1日から施行する。
- 11 この規約は、平成24年6月8日から施行する。
- 12 この規約は、平成28年4月1日から施行する。